

## 区民検討会議の取り組み

区民検討会議は、平成20年7月に設置されました。区民検討会議は、団体推薦委員と公募委員の計32名の委員と、学識経験者として牛山久仁彦明治大学政治経済学部教授で構成され（下図参照）、また、会議の進行役としてファシリテータを置いて自治基本条例の検討を行いました。また、各検討項目ごとに区民検討会議案を作成して検討連絡会議に提出してきました。

### ◆条例制定までの取り組み

平成20年7月、第1回区民検討会議が開催され、区民検討委員は、「じっくり丁寧な議論をしよう」「区民による区民のための条例を創ろう」「多様な新宿らしきを出そう」など、条例への想いを共有しました。平成22年10月の条例制定までに、56回の会議を重ねました。会議ではまず、各委員がこの条例に盛り込みたい事項を挙げ、多くの事項から20の検討項目にまとめ、順次ファシリテータの進行で4つの班に分かれてワークショップを行い、各班から出された意見を基に全体会で合意形成を図りました。学識経験者として会議に参加していただいた牛山教授からは、「自治基本条例と地方分権」をはじめとして、その都度、各検討項目に沿った講義があり、長時間の議論を納得のいく方向へと導いてくださいました。

会議では、「区民の定義」「住民投票」「地域自治組織」について、特に熱い議論が交わされました。区の自治を考えるに当たっては新宿の多様性を踏まえ、区民は住民に限定せず、住む、働く、学ぶ、活動する者及び活動する団体と定義しました。住民投票では、投票権者は区内に住所を有する年齢18歳以上とし、その他の要件は別に定める条例に委ねることとなりました。地域自治組織については、地域づくりを行う主体は区民であることを強く訴え、具体的な組織のあり方は、住民投票とともに、今後検討される条例に委ねることになりました。

区民検討会議での検討案は、区民代表委員を通じて区民、区議会、区（行政）で構成される検討連絡会議に提出され、さらに三者で議論を深め、条例素案に盛り込まれました。

（区民検討委員 野尻委員）

### 区民検討会議の構成

| 区民検討会議（32名の委員と学識経験者で構成） |                       |                       |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 区民検討委員<br>（団体推薦）<br>16名 | 地区協議会から10名            | 区民検討委員<br>（公募）<br>16名 |
|                         | 町会・自治会から3名<br>NPOから3名 |                       |

### ◆区民検討委員としての想い

区民検討会議では、数による決着を行わず討議を尽くし合意すること、区民検討委員の考えを確認しながら進めました。区民の権利では、区民が区政の情報を知る権利、公共サービスを受ける権利、区政に参加する権利、生涯にわたり学ぶ権利等を定めました。そして、住民投票では、住民の発議要件について、具体的に定めました。

また、地域自治組織では、地域には主要な団体、その他様々な団体が活動しているため、どのような規模、組織が適切なのか、どのように連携、関係すべきなのか等熟議しましたが、新たな地域自治組織については別の条例での議論に委ねることになりました。自治のあり方は、関連する制度やしきみ、社会経済の変化に対応していくことが重要です。このことから、この条例は常に進化する条例でなければなりません。

この条例が制定されたと言ってもこれからが始まりです。地域に周知されているか、生かされているかを見守っていくことと、私たちが区政に対してもっと参加の度合いを上げていく必要があると考えます。（区民検討会議 世話人代表 高野委員）

### ◆区民検討会議に参加して

「新宿区が区民と一緒にまちの憲法をつくる」という話を聞き、区政に全く縁のなかった私が無謀にも手を挙げ、区民検討会議に参加することになりました。初めは討議内容を理解できず固まったままでしたが、区民検討会議の副代表になり、区民代表委員となる頃には自分の意見を積極的に発言し討議するまでにになりました。区政への参加はちよつとした「ぎつかけ」と「思い切り」です。条例では区民の権利として区政参加が謳われているのですから、区民のみならず自分には無理と決めつけず一歩踏み出して欲しいと思います。

（区民検討会議 世話人副代表 土屋委員）

## 新宿区自治基本条例 区民検討会議について



牛山教授

区民が、新宿区の「憲法」に取り組んでから、はや三年目となる。議会、行政との三者での「検討連絡会議」への取り組み、新しい参加手法としての区民討議会や区民アンケートなど、様々な手法を取り入れながらの区民による条例づくりは、重要な自治の実験であり、実践であった。とくに、検討連絡会議での議員や行政職員のみならずの議論は新しい試みであり、区民検討会議と検討連絡会議の二つの会議が併存する複雑な仕組みに四苦八苦しながらも、区民のみならず合意形成のために尽力し、ここ

までこぎ着けたことは、大きな意義をもつと思う。新宿区の自治のあり方を語り尽くすには、まだまだ時間が欲しかったところであるが、これからも新宿の自治基本条例が「進化」し、さらには住民投票条例や地域自治強化の条例制定が必要となることをふまえ、区民のみならずの自治のあり方をめぐる議論が続くこととなろう。自治基本条例の制定をスタートとして、新宿区の自治が発展することを大いに期待したい。

（区民検討会議 学識経験者 牛山久仁彦教授）

## 議論を重ねた3年間 新宿区自治基本条例制定までの道のり

平成19年

5月 自治・地方分権特別委員会設置

・区議会に、自治・地方分権特別委員会及び自治基本条例検討小委員会を設置

11月 検討連絡会議を設置

・区長と区議会議長が自治基本条例制定に向けた協議を締結し、区（行政）と区議会が、自治基本条例の検討を行うための検討連絡会議を共同設置

平成20年

5月 地域懇談会の開催と区民検討委員の公募

・自治基本条例制定に向けて取り組むことと公募委員の募集について周知を図るため（仮称）新宿区自治基本条例地域懇談会を開催（平成20年5月9日から6月30日までの間に10回開催）

7月 区民検討会議の発足

・自治基本条例の検討を行う区民検討組織として区民検討会議を発足

区民検討会議の開催

・区民検討会議は発足から条例制定までに56回の会議を開催（月2～3回程度の会議を開催 学識経験者、ファシリテータのサポート）

平成21年

2月 区民検討会議から6名が検討連絡会議に参加

・検討連絡会議に参加する区民代表委員6名を選出  
・区民、議会、区（行政）の三者による検討連絡会議を開催  
三者それぞれから提示された案をもとに条例骨子案を検討

平成22年

1月30日 中間報告会開催

・これまでの検討連絡会議の検討内容などを報告し、区民の皆さんとの意見交換

7月 検討連絡会議が条例骨子案作成

・検討連絡会議において三者案をもとに議論を重ね条例骨子案に取りまとめる

6月～8月 区民アンケート、区民討議会（左記参照）、地域懇談会、パブリック・コメントの実施

・6月4日～25日 区民アンケートの実施 ・6月19日・20日 区民討議会の開催  
・8月3日・5日・7日 地域懇談会を3回開催 ・7月14日～8月11日 パブリック・コメントの実施

8月26日 検討連絡会議から区長及び区議会議長に条例素案を提出

・検討連絡会議が条例骨子案をもとに、区民アンケート、区民討議会、地域懇談会、パブリック・コメントなどを実施し、それらの結果を踏まえ条例素案に取りまとめる（素案の作成までに検討連絡会議を40回開催）

区が条例素案をもとに条例案を作成し区議会に議案を提出

・平成22年第3回区議会定例会に議案を提出

10月14日の本会議で賛成多数で可決され、条例制定

## 自治基本条例の制定

【問合せ】企画政策課（本庁舎3階） ☎（5273）3502  
議会事務局議事係（本庁舎5階） ☎（5273）4026へ